平成２１年（フ）第１４５４号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番８―304号
破産者　池田　賢一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
兵庫県尼崎市常吉１丁目17番２号、居所大阪市都島区都島北通２丁目２番６号蔵王ハイツ102号、前住所大阪府大阪市西淀川区大和田３丁目５番20号
破産者　脇阪　浩二
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７２号
兵庫県西宮市高須町２－１　第29号棟第424号室、住民票上の住所兵庫県西宮市津門仁辺町３番16号
破産者　田中　一昭
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５４号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ25―202号、申立時の住所奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ20―302号
破産者　西山　寿子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０９５号
札幌市手稲区富丘２条６丁目１番20号　ＤＩＬＬＡ２・６－Ｂ号
破産者　塩島　誠治
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７４号
札幌市西区発寒６条７丁目２番20―202号
破産者　阿部　健治
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目12番３―202号
破産者　山崎恵美子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４号
北海道北斗市追分１丁目35番地の83、開始決定時の住所北海道北斗市追分１丁目14番16号
破産者　高谷　博文
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５号
北海道北斗市追分１丁目35番地の83、開始決定時の住所北海道北斗市追分１丁目14番16号
破産者　高谷由美子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１９８号
埼玉県春日部市豊町１丁目１番地32メゾンゆたか203号
破産者　上山　俊彦
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
新潟市西区坂井東６丁目４番12号、前住所新潟市中央区有明大橋町７番３号
破産者　長谷川顕太郎
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５７号
新潟市北区太田甲5848番地６　ハウスミドリ201号、前住所新潟市北区高森303番地１　有限会社土工新潟
破産者　鵜飼　光男
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
富山県高岡市宝町３番３号
破産者　山川富士雄
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３２５号
和歌山県有田郡有田川町大字清水415番地７
破産者　吉田保険事務所こと　吉田　忠弘
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４０号
和歌山市出水125番地の１
破産者　和田　耕治
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６７８号
長崎県長崎市坂本３丁目14番３号
破産者　濵口　義秀
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係